

東京都板橋区長宛て

出生前児童の入園申請に関する誓約書

板橋区認可保育園への入所を希望するにあたり、下記の内容について誓約いたします。

記

- 1 出生後は2週間以内に、母子手帳の出生届出済証明が記載されたページのコピーを提出すること。
- 2 保育施設ごとに入所可能月齢が設定されており、実際の誕生日が内々定した保育施設の入所可能月齢を満たさなかった場合、内々定が取り消しとなること。
また、この場合、次回の選考は5月入所の選考となること。
- 3 必要な手続きを行わなかった場合や、提出した書類の記載事項に相違があった場合は、保育園入所承諾（内定）が取り消されること。
- 4 内定した場合であっても、面接、健康診断の結果、集団保育が困難と判断された場合は内定が取り消しとなること。

年 月 日

住所 _____

保護者1署名 _____

保護者2署名 _____